

「中小企業金融円滑化」への取組みについて

富士信用金庫

当金庫では、地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は最も重要な社会的使命と位置付け、その実現に取り組んでおります。

また、当金庫では、平成21年12月4日に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、中小企業金融円滑化法といいます）」が施行されたことを契機に、中小企業及び個人のお客さまからの各種ご相談や貸付条件の変更等のお申し込みに迅速かつ適切にお応えし円滑な金融仲介機能を発揮できるよう、「地域金融円滑化のための基本方針」を策定し以下の態勢を整備してまいりました。

今般、平成25年3月31日をもって中小企業金融円滑化法は終了しましたが、当金庫では今後も引き続き中小企業の経営改善や事業再生などに積極的に取り組み、外部機関等との連携も強化しながら、コンサルティング機能を発揮し最大限の支援をして参ります。

1. 態勢整備の概要

- 円滑な実施に向けて「地域金融円滑化のための基本方針」、「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」を策定し取り組んでおります。
- 各営業店及び本部関連業務部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し取り組んでおります。
- お客さまからの貸付条件の変更に関するご相談に迅速かつ適切に対応するため、専用の相談受付窓口を設置し取り組んでおります。
- 金融円滑化管理にかかるお客さまへの適切な対応を徹底するため「金融円滑化管理責任者」を選任し取り組んでおります。
- 金融円滑化管理の適切な態勢の整備、確立が行われ、業務の健全性・適切性の観点から有効に機能しているかを管理するために、本部の関連部長から構成される「金融円滑化管理委員会」を設置し取り組んでおります。
- お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うために、融資部経営支援課を置いて取り組んでおります。
- お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情に対応するため、総合企画部に直通電話を設置し取り組んでおります。（電話番号 0545-53-2054）

2. お客さまへの経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みの支援態勢

- 継続的な中小企業のお客さまへの訪問等を通じて企業の技術力や販売力といった定性的な情報を含む経営状況の把握に努めています。
- きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいます。
- コンサルティング機能を強化するため、中小企業再生支援協議会等の外部支援機関との連携強

化を図り、積極的に活用しています。

○ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいます。

○ライフサイクル（創業・新規事業、経営改善支援、事業再生、事業継承）に応じた各段階に応じてきめ細かい支援に取り組んでいます。

3. ご返済条件に関するご相談窓口

○お客さまのお取引店までお申し出ください。

お取引店の担当者が、お客さまのご契約内容やご事情を十分に検討させていただいたうえで、適切かつ迅速にご相談に対応いたします。

貸付条件の変更等の実施状況について

○中小企業金融円滑化のための貸付条件の変更等の実施状況について、以下のとおり公表いたします。

(注) 中小企業金融円滑化法は平成25年3月末をもって終了しましたが、本公表資料につきましては、終了後も従前同様に実施状況を公表するものです。したがって、「審査中」以外の各計数は平成21年12月以降の実績の累計となっています。

【お客様が中小企業者の場合】

(表1) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末
貸付の条件変更等のお申し込みを受けた貸付債権の額	6,326	23,438	41,404	52,053	59,999	69,758	76,177	84,871
うち実行に係る貸付債権の額	4,976	21,726	39,867	49,882	57,773	67,176	73,242	82,373
うち謝絶に係る貸付債権の額	429	644	694	1,236	1,236	1,288	1,326	1,347
うち審査中の貸付債権の額	808	800	301	350	395	680	958	479
うち取下げに係る貸付債権の額	112	267	540	583	593	613	650	670

(表2) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末
貸付の条件変更等のお申し込みを受けた貸付債権の数	285	1,326	2,282	2,747	3,221	3,711	4,146	4,642
うち実行に係る貸付債権の数	210	1,227	2,160	2,606	3,096	3,540	3,985	4,469
うち謝絶に係る貸付債権の数	13	39	48	59	59	68	69	70
うち審査中の貸付債権の数	54	37	25	31	14	49	36	44
うち取下げに係る貸付債権の数	8	23	49	51	52	54	56	59

【お客様が住宅資金借入者の場合】

(表3) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(単位：百万円)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末
貸付の条件変更等のお申し込みを受けた貸付債権の額	316	1,231	1,802	2,113	2,273	2,468	2,707	2,850
うち実行に係る貸付債権の額	261	1,050	1,692	1,957	2,076	2,321	2,492	2,678
うち謝絶に係る貸付債権の額	0	19	19	19	19	19	19	19
うち審査中の貸付債権の額	54	92	2	47	50	0	43	0
うち取下げに係る貸付債権の額	0	67	88	88	127	127	152	152

(表4) 貸付の条件変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(単位：件)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年9月末	25年3月末	25年9月末	26年3月末	26年9月末
貸付の条件変更等のお申し込みを受けた貸付債権の数	18	72	103	125	138	150	167	180
うち実行に係る貸付債権の数	13	62	94	112	125	140	152	167
うち謝絶に係る貸付債権の数	0	2	2	2	2	2	2	2
うち審査中の貸付債権の数	5	3	1	5	3	0	2	0
うち取下げに係る貸付債権の数	0	5	6	6	8	8	11	11